

日本労働年鑑 第26集 1954年版

The Labour Year Book of Japan 1954

第三部 労働政策

第五編 失業対策

第一章 失業対策審議会

失業対策審議会は、一九四九年三月二五日の閣議決定「失業対策審議会設置に関する件」により内閣に設けられた。

一九五〇年のはじめ、政府は「審議会等の整理」をおこなったが同年五月一二日の閣議で、つぎのような理由から、失業対策審議会は、ひきつづき存置されることになった。

(失業対策審議会の存置について)

我が国失業問題の解決の困難な理由は、終戦後の人口の著増と国民経済の復興が未だ充分達成されないこと等に由来するものであるから、我が国の現状に於て、失業問題の解決をはかるためには、一面できるだけ高い雇用量を維持する視点から財政金融、産業貿易等の経済諸政策を樹立する必要があるとともに、他面現下深刻化しつつある失業状況に対処して、失業者の救済につき有効適切な措置が講ぜられなければならない。

よって、この際政府は総合的な失業ならびに雇用対策の有効適切な基本的計画を樹立するため、従来の失業対策審議회를存置しこれを強化拡充するものである。

ついで、一九五一年五月三一日には、「審議会等の整理のための総理府設置法の一部を改正する法律が」公布され、つぎの失業対策審議会令が六月五日に公布された。

内閣は、総理府設置法第十五条第二の規定に基き、この政令を制定する。

(所掌事務)

第一条 失業対策審議会(以下「審議会」という。)は、失業及び雇用問題に関する総合的施策についての重要事項を調査審議する。

審議会は、前項に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣の諮問に答申し、且つ、必要に応じ、内閣総大臣に対し意見を述べることができる。

(組織)

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門調査員十人以内を置くことができる。

審議会は、幹事十五人以内を置く。

第三条 委員のうちから内閣総理大臣が指名した者は、会長として、会務を総理する。

会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員、専門調査員及び幹事)

第四条 委員及び専門調査員は、第一条に規定する重要事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする。

専門調査員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは解任されるものとする。幹事は、関係各行政機関の職員及び第一条に規定する重要事項に関し、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第二項の規定は、学識経験のある者のうちから任命された幹事に準用する。

幹事は、審議会の管掌事務について、委員及び専門調査員を補佐する。

委員、専門調査員及び幹事は、非常勤とする。

第五条 審議会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

(雑則)

第六条 この政令に定めるものを除く外、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

(附則)

この政令は公布の日から施行する。

右の政令にもとづいて任命された委員および専門調査員はつぎのとおりである(一九五二年三月末日現在)。

(委員)

有沢広己 会長 東京大学教授
井上清一
荷見安 日銀政策委員
本田親男 毎日新聞社長
東畑精一 東京大学教授
笠信太郎 朝日新聞論説主幹
永田清 慶応大学教授
藤林敬三 慶応大学教授
淡路円治郎 立教大学教授
石川一郎 経済団体連合会長
林甚之丞 日本鋼管会長
豊田雅孝 商工組合中央金庫理事長
高木作太 三菱鉱業社長
永野重雄 富士製鉄社長
駒村資正 江商社長
阿部孝次郎 東洋紡績社長
青木均一 品川白煉瓦社長
沢山昇吉 沢山汽船社長
佐藤武三郎 芝浦共同社長
佐藤喜一郎 帝国銀行銀取
清水康雄 清水組社長
金正米吉 総同盟大阪連合会長
藤田藤太郎 私鉄総連委員長
熊本虎蔵 総同盟副会長
斎藤勇 全織同盟総主事
島上善五郎 総評政治部長

(専門調査員)

金刺不二太郎 川崎市長
武正総一郎 全国農業指導連合会専務理事
内藤勝 東京大学教授
三原信一 毎日新聞人口問題調査会常任理事
水川依夫
近藤康男 東京大学教授
成田周次
野尻重雄 東京教育大学教授
松尾均 国民経済研究協会理事

以下に、この審議会の答申要旨および意見具申要旨を掲げる。

(失業対策審議会の答申要旨)

(1)答申第一号 一九四九年九月提出

失業の防止と、これが前提となるべき雇用量の増大を期するためには、まず貿易の振興をはかり、金融対策を確立するとともに対日援助見返り資金の有効適切な活用により産業を振興し貿易の伸長をはかり、国内的には公共事業などの長期建設事業の拡充が必要である。

また、失業者にたいする保護施策としては、失業対策事業の強化拡充をはかることが緊要である。

(2) 答申第二号 一九五〇年五月提出

日雇労働者の保護については、日雇労働者の就労を確保し、失業対策事業の事業経費増額により拡充するとともに、日雇労働者の福利厚生施設の整備をなすこと。

また、産業の振興によって雇用量を増大し、長期間にわたる失業対策を確立するとともに、農業関係労務者にたいする保護施策を実施し、さらに中小企業の育成をはかり、基本産業の振興により、貿易の伸長策を強力に推進すること。

つぎに、失業保険制度については、これが適用範囲を拡大するとともに、とくに日雇失業保険においては、受給要件の緩和、待期日数の短縮および金額の増加を希望する。また、移民の必要性和、職業安定機構の強化拡充をはかるよう要望する。

(3) 答申第三号 一九五一年六月提出

失業対策事業の実施にあたっては、失業対策事業就労適格者を厳選する反面、その就労日数を確保し、同時に賃金を合理的に算定し、作業能率を向上し、あわせて事業効果の向上をはかることが必要であり、また地方財政の逼迫せる実情にかんがみて、事業費の国庫負担を増加するごとく措置すべきである。

日雇労働者の保護についても、その福利厚生施設を整備するとともに、日雇健康保険制度を創設し、あわせて日雇労働者の就職資金の貸与制度の実施を必要とし、これが早急な実施を要望する。

(失業対策審議会の意見具申要旨)

(1) 第一回「失業対策に関する意見」一九五〇年三月提出

イ、産業振興による雇用量の増大方策としては、とくに、国土総合開発計画の早期樹立、農業協同組合の育成、海外市場の把握、減税措置の実施等が必要であること。

ロ、一般失業者の保証については、失業保険適用範囲を拡大する如く措置すること。

ハ、日雇労働者の就業確保と保護については、公共事業、失業対策の予算の増加、日雇健康保険の創設およびセツルメントの設置がのぞましいこと。

ニ、新規学校卒業者の就職を確保するためには、官民一致してこれが養成に協力するとともに、各種施設による職業補導が必要であること。

ホ、南方未開発地などへの移民の早期実施。

ヘ、第三国人の帰還要請。

ト、失業状況の把握。

(2) 第二回意見「失業対策事業関係経費について」一九五〇年九月提出

昭和二六年度の失業対策事業費は一三二億三五〇〇万円を計上するよう要望する。

登録労働者四五万人を基礎とし、二〇日の就労日数確保を目途として、一ヵ月当り平均一四日を失業対策事業に就労せしめるとともに、二六年度においては、事業主体にたいして、失業対策事業実施上必要な資材費について国庫の補助が必要である。

(3) 第三回意見「日雇労働者健康保険の創設について」一九五一年一〇月提出

保険者は国家とし、被保険者は失業保険法の被保険者に限定する。経費は、国庫において事務費金額および給付経費の三分の一を負担し、被保険者および日雇労働者を使用する事業主が給付経費の三分の二をそれぞれ半額ずつ負担することとする。

保険の給付は、被保険者にたいしては療養給付、傷病手当金、分娩費、哺育手当金、葬祭料とし、被扶養者にたいしては、療養給付、分娩費、葬祭料の三種とする。

右に関し、国庫負担経費として一四億三〇〇〇万円を必要とする。

(4) 第四回意見、一九五二年一一月提出

これは失業対策審議会が設置されてからの答申および意見のうち、とくに実施をいそぐ必要のあるものをまとめている点で、重要な意味をもっている。

- 一、失業対策事業の運営について
 - イ、賃金を二〇%増額すること。
 - ロ、就労日数は二二日を確保すること。
 - ハ、失業対策事業の吸収人員を二〇%増とすること。
- 二、労力費の国庫補助を五分の四にひきあげること。
- ホ、事務費の国庫補助を五分の四にひきあげること。
- ヘ、資材費の補助単価を一人一日九〇円にひきあげること。
- ト、事業の運営、管理に関する職員の経費、工事雑費の補助をおこなうこと。
- チ、事業効果をあげるよう努めるとともに、地方財政の現状にかんがみて地方起債の枠を設定し、その増額をはかること。
- 二、日雇労働者健康保険制度の創設について
 - イ、本制度を実施するための事務関係経費は全額国庫で負担すること。
 - ロ、保険給付に関する経費の三分の一を国庫で負担すること。
 - ハ、保険の給付内容は現行の健康保険と概ね同様なものとする。
- 三、日雇労働者の福利厚生施設の設置について
 - イ、全国の主要都市の日雇労働者の状況に応じてセツルメントを設置して、給食、託児医療、宿泊、入浴、理髪などをおこなうこと。
 - ロ、右の施設を設置するための経費およびその維持費については国庫においてすくなくとも二分の一を補助すること。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
